

○文部科学省令第二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百二十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月十五日

文部科学大臣 萩生田 光一

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令
大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の一及び別記様式第一号の二を次のように改める。

〇〇大学設置認可申請書

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

申請者の職名及び氏名

このたび、〇〇大学を設置したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。

(注)

- 1 「〇〇大学設置」及び「〇〇大学を設置」の部分については、認可の申請の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 2 設置者の変更の認可を受けようとする場合には、「申請者の職名及び氏名」の欄は、当該変更に関する地方公共団体又は学校法人の連名とすること。
- 3 「学校教育法第4条第1項」の部分については、申請の内容に応じ、「学校教育法第4条第1項及び学校教育法施行令第23条第1項」とすること。

〇〇大学〇〇学部設置届出書

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名

このたび、〇〇大学〇〇学部を設置することについて、学校教育法第4条第2項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

(注)

- 1 「〇〇大学〇〇学部設置」及び「〇〇大学〇〇学部を設置」の部分については、届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 2 「学校教育法第4条第2項」の部分については、届出の内容に応じ、「学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項」とすること。

別記様式第七号の三を次のように改める。

教育課程連携協議会構成員就任承諾書

年 月 日

(申請・届出者名) 殿

氏名

私は、〇〇専門職大学の設置の認可の上は、〇〇専門職大学の教育課程連携協議会の構成員として、〇〇年〇〇月〇〇日から就任することを承諾します。

(注) 「〇〇専門職大学」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。

別記様式第七号の五及び別記様式第七号の六を次のように改める。

臨地実務実習施設使用承諾書

年 月 日

(申請・届出者名) 殿

開設者又は管理者の職名及び氏名

〇〇専門職大学〇〇学部等の臨地実務実習施設として、〇〇年度より(臨地実務実習施設名)を使用することを承諾します。

(注)

- 1 この書類は、使用する臨地実務実習施設の全てについて作成すること。ただし、同一の開設者又は管理者が二以上の臨地実務実習施設を開設又は管理する場合には、当該二以上の臨地実務実習施設について一の承諾書を作成すれば足りるものとする。
- 2 「〇〇専門職大学〇〇学部等」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 3 「(臨地実務実習施設名)」の部分は、使用を承諾する臨地実務実習施設の名称を記入すること。なお、1のただし書に掲げる方法により承諾書を作成する場合には、二以上の臨地実務実習施設の名称を列記すること。

連携実務演習等に関する承諾書

年 月 日

(申請・届出者名) 殿

事業者名

〇〇専門職大学〇〇学部等の連携実務演習等の連携先事業者として、〇〇年度より下記の授業科目の実施に関し、連携・協力することを承諾します。

記

・ (授業科目名)

(注)

- 1 この書類は、臨地実務実習に代えて連携実務演習等を開設する場合に、その連携先事業者について作成すること。
- 2 「〇〇専門職大学〇〇学部等」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。